

私たち虫歯がありません!

輝く白い歯を大切にしましょう

(4月18日、3歳児健康診査より)



たかはし くるみ
高橋 来歩ちゃん
(郡)



やなぎまち そうや
柳町 壮哉くん
(神崎本宿)



ねもと ただゆき
根本 忠幸くん
(四季の丘)



きうち ことすけ
木内虎斗之助くん
(小松)



さわた こうせい
澤田 昂成くん
(大貫)



いいた
飯田みのりちゃん
(武田)



たごもりしょうたろう
田籠翔太郎くん
(藤の台)



おおき じゅり
大木 樹璃ちゃん
(小松)

「児童手当の認定請求」のお知らせ

町では児童手当の認定請求を随時受け付けています。該当する方は、お早めに手続きをしてください。

◎手当を受けられる方

小学校修了前の児童を養育している方に支給されます。ただし、前年の所得が所得制限限度額以上の場合には、支給されません。(下表参照)

◎支給額等

3歳未満の児童は、一律月額10,000円。
3歳以上の児童は、第1・第2子は、月額5,000円、第3子以降は月額10,000円が支給されます。支給は原則として認定請求のあった翌月分からとなり、毎年2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを支給します。

◎認定請求の方法

認定請求書(保健福祉課に備えてあります。)に、次の書類を添付して請求してください。(印鑑持参)

健康保険被保険者証の写し等

請求者の銀行等の口座番号のわかるもの

今年1月2日以降に転入された方は、前住所地で発行してもらった児童手当用所得証明書

◎これまで所得制限を超えていたため、受給できなかった方で、今年から該当になると思われる方も手続きをしてください。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	自営業者等 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人以上	1人追加ごとに38万円加算	

所得には一定の控除があります。また、審査の対象となるのは申請者(養育者のうち所得の多い方)で、世帯合算の所得ではありません。

公務員の方は、児童手当法第17条により、勤務先で請求してください。

お問い合わせ 保健福祉課 ☎1603

